十　償還期限　平成二十四年十二月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十三年十二月二十日

○財務省告示第十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年一月十日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百四十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千四百五十二億二千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百四十六億三千万円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆三千四百三十八億三千八百八十八万二千八百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百四十五億二千八百十八万五千四百六十円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十三年十二月二十六日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘二毛
十二　償還期限　平成二十四年三月二十九日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十三年十二月二十六日

○厚生労働省告示第二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　届け出た者の氏名又は名称及び住所　ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社　東京都新宿区西新宿一丁目十四番十一号
二　取消年月日　平成二十三年十二月九日
三　医療機器の名称　中心循環系血管内塞栓促進用補綴材
四　予定される効能、効果又は対象疾病　本品は、外科的手術（クリッピング術など）又は塞栓コイル単独のコイル塞栓術では治療困難な未破裂脳動脈瘤（最大径が十ミリメートル以上）を有する患者のうち、ワイドネック型（ネック部が四ミリメートル以上又はドーム／ネック比が二未満と定義）脳動脈瘤を有する患者に、コイル塞栓術時のコイル塊の親動脈への突出、逸脱を防ぐ目的のために使用される。

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町楠久字高イ山二九四二の七、東山代町大久保字柴原四五五一の二、大川町山口字米ノ山三四一七の一、三五六二の一、三五六五の一、三五六六の一、三五六七、三五七〇、三五七一、三五七二の一、三五七三の一、三五七五の一、三五七七五の三、三五七八の一、三五八〇の一
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市黒川町椿原字大谷一五三九の四、一五三九の五、一五三九の一一、一五三九の一二、西松浦郡有田町字中開二三六九の一、二三七〇、二三七六の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中開二三七〇
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字大ノ平丁三二二二の六、丁三二二二の七、丁三二二二の一〇、丁三二二二の一二、丁三二二八の七、丁三二二八の一〇、丁三二二八の一五、丁三二二八の一八、丁三二三四、丁三二四四の一、大字三河内字宇土丙二一九九の一
二　指定の目的　水源のかん養